

長崎市まちぶらプロジェクト認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民又は企業等（以下「市民等」という。）の多様な主体にまちぶらプロジェクトの当事者としての意識を醸成し、併せて、地域貢献の社会的な評価を付すことにより、地域力によるまちなかの賑わいの再生に寄与することを目的として、市民等が主体となって、又は市と協調して実施する事業について、まちぶらプロジェクトとしての認定をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか 概ね別図に示す区域をいう。
- (2) まちぶらプロジェクト 歴史的な文化や伝統に培われた古くからの市街地であるまちなかの賑わい再生を図るため、平成25年度から令和9年度までの間において、市若しくは市民等が主体となって、若しくは市及び市民等が協調して実施する事業又は当該事業等の実施計画をいう。

(対象事業)

第3条 認定の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業で、平成25年度から令和9年度までの間に実施する事業とする。

- (1) まちぶらプロジェクトに定める各エリアのまちづくりの方針に従い、当該エリアの魅力を高める事業
- (2) まちなかに人が集い、まちなかを楽しむ事業
- (3) まちぶらプロジェクトに基づき整備する施設の整備効果を高める事業

(4) その他市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、認定を受けようとする事業が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、認定の対象としないものとする。

(1) 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団

イ 長崎市暴力団排除条例第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者

(2) 政治的又は宗教的中立性が確保されていないとき。

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 実施の確実性が疑われるとき。

(6) その他市長が適当でないとき。

（申請）

第4条 申請者は、長崎市まちぶらプロジェクト認定申請書（第1号様式）に、事業に係る計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（認定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定することの適否を決定し、その結果を速やかに長崎市まちぶらプロジェクト認定結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の認定について、条件を付

すことができる。

(認定事業の取り扱い)

第6条 市長は、前条の規定により認定した事業（以下「認定事業」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) まちぶらプロジェクト上に位置付ける。
- (2) 認定事業を実施する者（以下「認定事業実施者」という。）に対し、まちぶらプロジェクト認定書（第3号様式）を交付する。
- (3) 市ホームページ等で公表し、広く市民等へ周知する。

(認定事業の変更)

第7条 認定事業実施者は、認定事業の内容を変更しようとするときは、長崎市まちぶらプロジェクト内容変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(認定事業の中止)

第8条 認定事業実施者は、認定事業を中止しようとするときは、長崎市まちぶらプロジェクト中止届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定事業の状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業実施者に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 認定の条件に違反したとき。

(4) 第8条に規定する長崎市まちぶらプロジェクト中止届出書の提出があったとき。

(5) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、長崎市まちぶらプロジェクト認定取消通知書（第6号様式）により、認定事業実施者に通知するものとする。

3 第1項の規定による取り消しによって生じた損害については、市は一切の責を負わない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第221号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市まちぶらプロジェクト認定制度実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月22日告示第97号）

（施行期日）

1 この要綱は告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により認定された事業は、改正後の要綱の規定により認定された事業とみなす。

（あて先）長崎市長

申請者

住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

長崎市まちぶらプロジェクト認定申請書

次の事業について、長崎市まちぶらプロジェクト認定制度実施要綱第5条の規定に基づく認定を受けたいので、同要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業の名称	
ふりがな 申請者名 （団体の場合は、団体名及び代表者名）	（生年月日： 年 月 日）
事業の場所	
事業の内容	
事業の効果	
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日

様

長崎市長



長崎市まちぶらプロジェクト認定結果通知書

次の事業について、審査の結果、長崎市まちぶらプロジェクト認定制度実施要綱第5条の規定に基づき、認定の適否を決定しましたので通知します。

申請年月日	年 月 日
事業の名称	
事業の場所	
認定の結果	認定 ・ 不認定
理由（不認定の場合）	
特記事項（条件等）	

まちぶらプロジェクト認定書

様

次の事業を「まちぶらプロジェクト」として認定します。

事業名：

認定番号：第 号

年 月 日

長崎市長



（あて先）長崎市長

申請者

住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

長崎市まちぶらプロジェクト認定変更申請書

次のとおりまちぶらプロジェクト認定事業の内容を変更したいので、長崎市まちぶらプロジェクト認定制度実施要綱第7条の規定により申請します。

認定番号	第 号	
変更内容 ※変更箇所のみ記入してください。	事業の名称（変更後）	
	事業の場所（変更後）	
	事業の内容（変更後）	
	事業の効果（変更後）	
	事業着手予定日（変更後）	年 月 日
	事業完了予定日（変更後）	年 月 日
変更の理由		

（あて先）長崎市長

申請者

住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

長崎市まちぶらプロジェクト中止届出書

次のとおりまちぶらプロジェクト認定事業を中止したので、長崎市まちぶらプロジェクト認定制度実施要綱第8条の規定により届け出ます。

認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
事業の名称	
事業の場所	
事業中止年月日	年 月 日
事業中止の理由	

様

長崎市長



長崎市まちぶらプロジェクト認定取消通知書

次の事業について、長崎市まちぶらプロジェクト認定制度実施要綱第10条の規定により認定を取り消します。

認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
事業の名称	
事業の場所	
認定取り消しの理由	

別図（第2条関係）

